



命を守るルール改正

6月から後部座席シートベルト義務化など



新しい交通ルール① 同乗者の命を守る

◦ 運転者は、助手席以外の同乗者にもシートベルトを着用させなければなりません

◆改正の概要

これまでは、運転者と助手席の同乗者にだけ、シートベルト着用が義務付けられていましたが、今回の法改正により、後部座席などの同乗者にもシートベルトの着用が義務付けられました。運転者は、自動車を運転するときには同乗者全員にシートベルトを着用させなければなりません。

後部座席などでシートベルトを着用しない場合には、交通事故での

死亡率が約4倍になるといわれています。必ず着用しましょう。

◆罰則・違反点数

違反点数：1点

※当分の間は、高速道路などでのみ適用されます

◆適用されない場合

古い自動車で、運転席・助手席を除く座席に乗車定員分のシートベルトが装備されていないなど、やむを得ないと認められる場合には適用されません。

平成19年に道路交通法が改正され、これまでに飲酒運転の厳罰化などが施行されています。6月から、自動車の後部座席でもシートベルト着用が義務付けられるなど、新しい交通ルールが多数施行されました。これらの新しいルールのうち、主なものを紹介します。



新しい交通ルール② 自転車の歩道通行と安全対策強化

○ 自転車は、13歳未満の児童や高齢者が運転する場合、あるいは車道が危険な場合なども歩道を通行することができます

◆改正の概要

自転車に関係する事故の増加傾向が続き、18年度には全国で17万件を超えました。こうした状況を踏まえ、自転車を利用する人を保護する新しい交通ルールが設けられました。

6月から始まった新しい交通ルールは、自転車の車道通行の原則を維持しながら、例外的に歩道を通行できる場合を明確にすることで、自転車に関係する事故を防ぐことなどが主な狙いです。

右の「歩道通行可」の標識がない場合でも、次のいずれかに当てはまる場合は、自転車は歩道を通行できるようになりました。



① 13歳未満の児童、70歳以上の高齢者が運転する自転車

② 車道または交通の状態などにより、やむを得ない場合

※道路工事で車道の通行が困難、交通量が多い、道路幅が狭いなど

◆自転車の歩道通行の方法

① 歩道の車道寄り部分を通行しなければなりません。また、歩行者の安全を確保するため、警察官などが歩道を通行しないよう指示したときは、歩道を通行できません。

② 歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。

◆歩行者に通行回避の努力義務

歩行者は、歩道に「普通自転車通行指定部分」があるときは、その部分を避けて通行するように努めなければなりません。

○ 13歳未満の児童を自転車に乗車させる場合、ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません



児童や幼児に自転車を運転させるときや、保護者などが自転車の補助いすなどに同乗させて運転する場合には、ヘルメットを着用させましょう。



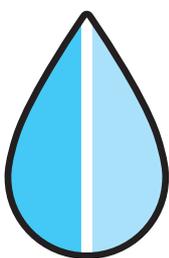
新しい交通ルール③ 高齢者が運転する自動車を保護

○ 75歳以上の運転者は、「高齢運転者標識」を表示しなければなりません

◆改正の概要

75歳以上で運転免許を持つ人の数が、18年度には全国で約258万人になり、10年前の約2.8倍にまで増えました。75歳以上の運転者の死亡事故件数も他の年代と比較して多いことなども踏まえ、今回の改正となりました。

75歳以上の運転者は、6月から左の「高齢運転者標識」を自動車に表示することが義務付けられました。70歳から74歳までの人については、これまでどおり身体機能が低下などの理由から運転に影響を与えるおそれがある場合に「高齢



運転者標識」の表示に努めなければなりません。

◆罰則・違反点数

違反点：1点

反則金：4,000円(普通自動車の場合)

※当分の間は、警察官が口頭での注意のみを行います

○ 「高齢運転者標識」を表示した自動車に幅寄せなどは禁止です

◆罰則・違反点数

違反点：1点

反則金：6,000円(普通自動車の場合)